

滋賀医科大学遺伝子組換え実験安全管理委員会規程

平成17年5月25日制定

平成19年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀医科大学遺伝子組換え実験安全管理規程(以下「規程」という。)第4条第1号の規定に基づき、遺伝子組換え実験安全管理委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 実験計画書について、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)及び規程に基づき、適合性の審査に関する事項
- (2) 実験に係る教育訓練及び健康管理に関する事項
- (3) 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関する事項
- (4) その他実験の安全確保に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 安全主任者
 - (2) 実験実習支援センター長
 - (3) 保健管理センター所長
 - (4) 組換えDNA実験に係る研究領域の教授又は准教授 若干名
 - (5) 前号以外の自然科学の研究領域及び人文・社会科学の研究領域の教授又は准教授 若干名
 - (6) 研究協力課長
- 2 前項第4項及び第5項の委員は、委員長の指名を経て学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、安全主任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求めて、説明

又は意見を聞くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、研究協力課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年5月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 滋賀医科大学組換えDNA実験安全委員会規程(平成16年4月1日制定)は廃止する。
- 3 第3条第1項第4号及び第5号の委員の任期については、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。